

令和5年1月18日

大河原 まさこ 衆議院議員事務所 御中

文部科学行政に関して、日頃より御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

御依頼いただいた資料について、別添のとおりお送りいたします。

資料につきまして御質問、御不明な点等がございましたら、以下の担当まで御連絡いただきますようお願ひいたします。

引き続き、御指導・御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

○資料一覧

- ・香害をなくす連絡会の要望書に対する回答

<本件担当>

(学校保健について)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

電話：03-6734-2976 (直通)

共通質問1 2022年2月に実施した香害をなくす連絡会と5省庁面談後に進展したことはありますか。

(答)

1. 文部科学省においては、毎年度、都道府県・指定都市教育委員会等の担当者を集めた会議において、「健康的な学習環境を維持管理するために一学校における化学物質による健康障害に関する参考資料ー」や、香りの配慮に関するポスターについて、各都道府県・市町村教育委員会等を通じて学校に対して周知を図っているところです。

共通質問2 2022年2月以降、香害をなくすための5省庁連絡会議の開催回数（日時）とその内容を教えてください。

（答）

1. 5省庁の担当者会議は開催しておりませんが、関係省庁とは随時メールや電話にて情報の共有を図っています。

香害をなくす連絡会

■文部科学省

要望 1 学校等での香害をなくす取り組みを進めてください。

* 「健康的な学習環境を維持管理するために一学校における化学物質による健康障害に関する参考資料」内に、職員・児童生徒・保護者等が使用する柔軟剤、消臭除菌スプレーなど、香料を含む家庭用品の化学物質が学校内に持ち込まれないよう、それらの使用自粛を求める内容をすみやかに加筆改訂して、各都道府県に通知してください。

厚生労働省では、2022年3月、保健所に向けて「科学的根拠に基づくシックハウス症候群に関する相談マニュアル（改訂新版）」内211ページにある「柔軟剤使用に関する注意点」について情報提供を行い、5省庁ポスターと共に重ねての周知を図っています。厚生労働省が保健所に改めて周知を行ったことの重要性をご勘案の上、お取組みをお願いします。

（答）

1. いわゆる「香害」により健康被害を訴える人がいることについて理解が得られるよう、関係省庁と連携して香りの配慮に関するポスターを作成し、各都道府県・市町村教育委員会等を通じて学校に対して周知を図っているところです。
2. また、各学校において個々の児童生徒等の実情に応じて個別の配慮が適切に行われるよう、いわゆる化学物質過敏症について取り上げた参考資料の作成や、教育委員会等を対象とした研修等を通じて周知を図っています。
3. 各学校において個々の児童生徒等の実情に応じた配慮が適切に行われるよう、引き続き、必要な情報共有や情報提供を行ってまいります。

要望2 教室に児童生徒がいる状態で、総揮発性有機化合物（TVOC）も含め、空気質の測定が行えるよう、「学校環境衛生基準」を改訂してください。

* 室内空気中の化学物質の室内濃度指針値が定められていない化学物質によってもシックスクールが起きており、TVOC測定が求められています。

(答)

1. 総揮発性有機化合物（TVOC）については、その評価が明確でなく、今後、何らかの指針値とするには測定法等の確立が求められるものと考えます。厚生労働省においてもあくまで暫定目標値としているものであり、文部科学省としても学校環境衛生基準の検査項目には含めておりません。
2. 児童生徒が教室内にいる状況においては、学校環境衛生基準に基づき適切に換気を行うために窓や扉の開閉が行われ、室内濃度が低くなることから、揮発性有機化合物の検査については、測定前に教室等を5時間以上密閉して教室内の環境で放出される物質の影響を確認することとしております。
3. 浮遊粉じんについては、通常、児童生徒がいる状況下で測定されているものと認識しております。

要望3 香害で通学がままならない児童生徒数や教職員数など、学校等での香害被害の実態調査を行ってください。

(答)

1. 香料等に含まれる化学物質による健康影響について、疾病概念が確立していない状況において、その被害の実態等を一律に収集することは困難と考えます。
2. 各学校においては、個々の児童生徒の実情に応じ、養護教諭を含む教職員、学校医等が連携しつつ、個別の配慮を行うよう指導しているところです。
3. 今後も教育委員会等の担当者を対象とした研修等において、香料等に起因するものも含めたいわゆる「化学物質過敏症」により困っている児童生徒に対して個別の配慮を行うよう周知を図ってまいります。

要望4 研修会等を通じて、香害についての情報を学校教職員に周知してください。また、被害実態に合わせて5省庁連名ポスターを改訂するほか、文部科学省で独自のポスターを作成し、学校での香料製品の使用自粛を呼びかけてください。

(答)

1. 関係省庁と連携して作成した香りの配慮に関するポスターについては、各都道府県・市町村教育委員会等を通じて学校に対して周知を図っているところです。
2. 引き続き、教育委員会等の担当者を対象とした研修等を通じて、各学校において個々の児童生徒等の実情に応じた配慮が適切に行われるよう、ポスターの活用を含め、必要な情報共有や情報提供を行ってまいります。

要望5 貴省職員から香料自粛を始めてください。

*CDC（アメリカ疾病対策センター）では職員への香料自粛を要請しています。北米では、公共の場での香料製品の使用を自粛し、無香料の場にする「フレグランスボリシー」を掲げ、関係者に順守を呼びかけている地方自治体、学校、病院などが相当数知られています。

（答）

1. 周囲への香りの配慮について、関係機関の情報等を注視しつつ、必要な周知について検討してまいります。